

⑤インターネットによる差別事件

インターネットによる差別事件については昨年度版と同様、この問題に詳しい反差別ネットワーク人権研究会代表の田畑重志さんによる。

二〇〇九年度、インターネットによる差別の報告数は七六九一件で、これは研究会会員、協力者、一般の通報者によるものである。報告総数七六九一件（二〇〇八年度の五四九八件に比べて増加）のうち部落差別の総数は八三三件で、二〇〇八年度の一〇二三件に比べて減っている（「在日特権を許さない市民の会」など、在日コリアンに対する差別を前面に出した団体が活動を活発化させていることも、背景にあるのかもしれない）。

今まで掲示板「２ちゃんねる」が主体であったものが、オンラインゲームでの発言、携帯電話の掲示板などを利用したものが激増した。また「You Tube」「ニコニコ動画」のような動画投稿サイトを通じた差別発言など、インターネットを利用した差別報道ともいえるべきものが多く見られたのも、二〇〇九年度の特徴である。詳細は、部落地名リスト、部落・在日差別、芸能人の部落出身者リストなど、前年度までに報告されたものと変わりはないものの、地名リストは大字何番地から何番地などより細かな内容になっている。

さて、『解放新聞』各都府県版および一般紙の記事、部落解放同盟各都府県連合会の定期大会資料などから、特徴的なものを取り上げると、二〇〇九年四月一日に報道された朝日新聞東京本社編集局・校閲センター員による「２ちゃんねる」への差別書き込み事件、「尼崎インターネット差別事件」被害者による民事訴訟提起などがみられる。

前者は、社内のパソコンから「２ちゃんねる」にアクセスし、「最下層民」などと書き込んだ相手を攻撃するために、「反射的に」「軽い気持ちで」「失語症、ニート、部落民」などと書き込んだもので、「他の投稿者と応酬するうちにエスカレートしてしまった。釈明の余地はない」と述べている。社の反省文では「部落差別をはじめとする人権侵害を社会からなくす」取り組みを「新聞社の重要な使命の一つ」と位置づけ、今回の事件を「期待と信頼を裏切る行為として、深刻に受けとめ」、「再発を防ぐため、研修内容をより実効あるものにすべく検討して」と述べている。

また後者に関しては、加害者に賠償金一二〇万円の支払いが命じられ、被害者が勝訴したものの、部落差別である点については認定されないままとなった。

昨年度版でも報告したGoogle社による新しい地図サービスに関して、二〇〇九年度も滋賀県議会が「ストリートビュー」を念頭においた個人情報保護・人権擁護を求める意見書を全会一致で採択、国等に送付したほか、「グーグルアース」における古地図照合の問題性に関して、東京都台東区の六団体が合同で要望書を提出するなど、継続的な取り組みが行われている。

部落解放同盟では運動方針においてもインターネットによる差別を取り上げ、事の重大性の周知に努めているが、インターネットの利用者と未来の利用者への啓発・教育が重要になる。情報化社会におけるインターネット上の人権意識向上は、いまや義務教育段階からの啓発・教育を始めるべき重要命題であるという認識をもたねばならないのではないだ

ろうか。メディアリテラシーの観点からも、単にコンピュータにおけるインターネットというツール上の問題ではなく、マルチメディア全体の問題として考えていくことになるだろう。

インターネット上の差別に対抗する意味で、ニューメディア人権機構の取り組みのようにインターネットを利用した人権情報の発信という観点を中心に、今後、啓発・規制・教育・救済という柱を整えた組織づくりが各地において望まれている。